



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年 5月23日火曜日 第2876号

◇ 目 次 ◇ 告 示

狩猟免許更新に係る適性試験等の実施..... (自然保護課) ... 376
 指定自立支援医療機関の指定 (2 件) (健康増進課) ... 377
 指定自立支援医療機関の所在地の変更..... (") ... 378
 土地改良区役員の就退任の届出..... (東予地方局農村整備課) ... 378
 介護員養成研修事業者の指定..... (中予地方局地域福祉課) ... 378
 土地改良区役員の就退任の届出 (3 件) (中予地方局農村整備第一課) ... 378
 土地改良区連合役員の就退任の届出..... (") ... 379
 土地改良区役員の氏名の変更の届出 (3 件) (") ... 379
 土地改良区役員の住所の変更の届出 (2 件) (") ... 380
 道路の区域変更 (県道佐田岬三崎線) (南予地方局八幡浜土木事務所) ... 380
 道路の供用開始 (") (") ... 380
 指定道路の指定..... (") ... 380

公 告

狩猟免許試験の施行..... (自然保護課) ... 380

教育委員会公告

平成30年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について
..... (高校教育課) ... 382

告 示

○愛媛県告示第619号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許更新に係る適性試験及び講習（以下「適性試験等」という。）を次のとおり実施する。

平成29年 5月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 対象者

法第39条第1項の規定による狩猟免許を受けており、当該免許の有効期間が平成29年 9月14日に満了する者

2 適性試験等の実施の日時及び場所

所管の地方局	会場の名称	実施日時	実施場所	
			会場	所在地
東予地方局	東予第1会場	平成29年7月20日（木）午前9時	愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター研修室	四国中央市妻鳥町土居山乙127
同 上	東予第2会場	平成29年7月21日（金）午前9時	今治市伯方公民館2階大ホール	今治市伯方町木浦甲1234
同 上	東予第3会場	平成29年7月26日（水）午前9時	今治市民会館大会議室	今治市別宮町一丁目4-1
同 上	東予第4会場	平成29年8月27日（日）午後1時	東予地方局7階大会議室	西条市喜多川796-1
中予地方局	中予第1会場	平成29年7月12日（水）午前9時	久万高原町産業文化会館研修室	上浮穴郡久万高原町久万188番地
同 上	中予第2会場	平成29年7月20日（木）午前9時	中予地方局7階大会議室	松山市北持田町132
同 上	中予第3会場	平成29年8月20日（日）午前9時	中予地方局7階大会議室	松山市北持田町132
南予地方局	南予第1会場	平成29年7月20日（木）午後1時	南予地方局八幡浜庁舎7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目3-37

同	上	南 予 第 2 会 場	平成29年 7月26日(水) 午前 9 時	大洲市徳森公園管理センター (平公民館) 大ホール	大洲市徳森2280 - 2
同	上	南 予 第 3 会 場	平成29年 7月27日(木) 午前 9 時	南予地方局 7 階 大会議室	宇和島市天神町 7 - 1
同	上	南 予 第 4 会 場	平成29年 8月17日(木) 午後 1 時	西予市宇和文化会館 2 階中ホ ール	西予市宇和町卯之町三丁目44 4
同	上	南 予 第 5 会 場	平成29年 9月10日(日) 午前 9 時	南予地方局 7 階 大会議室	宇和島市天神町 7 - 1

3 申込みの手續

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 狩猟免許更新申請手数料(愛媛県収入証紙によること。) 更新しようとする免許の種類ごとに各2,900円

カ 受験票等の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒

(2) 書類等の提出先

申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部森林林業課若しくは中予地方局産業経済部久万高原森林林業課若しくは東予地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班若しくは今治支局森林林業課若しくは南予地方局産業経済部森林林業課愛南森林林業振興班、八幡浜支局森林林業課若しくは八幡浜支局森林林業課大洲森林林業振興班(以下「林業課」という。)とする。

(3) 申込みの期限

原則として希望する適性試験等実施日前14日とする。

(4) その他

ア 書類の提出は、持参又は郵送によること。

イ 狩猟免許更新申請書は、林業課において、希望者に配付する。

ウ 申込者の適性試験等の日時及び場所は、所管地方局長が指定し、通知する。

○愛媛県告示第620号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成29年 5月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
愛媛県立今治病院	今治市石井町4丁目5番5号	愛媛県	精神通院医療	平成29年 4月1日
こころのクリニック永松心療内科	大洲市東大洲168番1	永松 青久	精神通院医療	平成29年 5月1日
もり薬局	今治市常盤町五丁目2番23号	有限会社もり薬局	精神通院医療(薬局)	平成29年 5月1日
よつば薬局大洲中央店	大洲市東大洲168番1	よつばメディカルサービス株式会社	精神通院医療(薬局)	平成29年 5月1日

○愛媛県告示第621号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成29年 5月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社えむる	松山市南吉田町596番地 2	訪問看護ステーションえむる	松山市東垣生町372番地 1	精神通院医療	平成29年 5月 1日
伴野訪問看護ステーション合同会社	新居浜市船木甲787番地 2	伴野訪問看護ステーション	新居浜市船木甲787番地 2	精神通院医療	平成29年 5月 1日

○愛媛県告示第622号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

平成29年 5月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
訪問看護ステーション四国中央	四国中央市豊岡町大町135番地1サンパティーク101号	四国中央市豊岡町大町2462番地	平成29年 4月11日

○愛媛県告示第623号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小松町妙口北川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 5月23日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	瀬 川 俊 文	西条市小松町妙口甲235番地
"	伊 藤 篤 志	西条市小松町妙口甲1486番地 2
"	塩 崎 浩 司	西条市小松町妙口甲1623番地
"	青 山 一 美	西条市小松町北川甲275番地 1
"	佐 伯 清 臣	西条市小松町妙口甲116番地 1
"	渡 部 芳 孝	西条市小松町北川192番地
"	野 村 和 夫	西条市小松町北川408番地 3
"	木 村 哲 雄	西条市小松町妙口甲11番地 2
監 事	三 木 康 弘	西条市小松町北川148番地
"	村 上 武 美	西条市小松町妙口甲42番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	参 川 忠 男	西条市小松町妙口甲1546番地 2
"	瀬 川 俊 文	西条市小松町妙口甲235番地
"	木 村 哲 雄	西条市小松町妙口甲11番地 2
"	伊 藤 篤 志	西条市小松町妙口甲1486番地 2
"	佐 伯 清 臣	西条市小松町妙口甲116番地 1
"	三 木 剛	西条市小松町北川415番地 1
"	三 木 康 弘	西条市小松町北川148番地
"	高 橋 昌 展	西条市小松町北川253番地
監 事	真 鍋 駒 次	西条市小松町北川283番地第 2
"	村 上 武 美	西条市小松町妙口甲42番地

○愛媛県告示第624号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成29年 5月23日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 定 年月日
社会福祉法人 エンゼル	伊予郡松前町大字北川原33番地 1	介護職員初任者研修課程	平成29年 5月15日

○愛媛県告示第625号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市畑寺土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 5月23日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	江 戸 貴 幸	松山市畑寺三丁目15番32号
"	山 本 章 二	松山市畑寺二丁目10番 3号
"	森 川 恵 克	松山市畑寺一丁目 1番 6号
"	高 田 敏 充	松山市畑寺一丁目 5番 1号
"	林 賢 二	松山市畑寺二丁目16番 3号
"	江 戸 正 一	松山市畑寺三丁目15番13号
"	江 戸 通 敏	松山市畑寺二丁目 8番22号
"	朝 山 和 孝	松山市畑寺四丁目 3番24号
監 事	山 本 武	松山市畑寺二丁目18番17号
"	江 戸 幸 男	松山市畑寺三丁目17番25号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	江 戸 貴 幸	松山市畑寺三丁目15番32号
"	山 本 章 二	松山市畑寺二丁目10番 3号
"	森 川 恵 克	松山市畑寺一丁目 1番 6号
"	高 田 敏 充	松山市畑寺一丁目 5番 1号
"	林 賢 二	松山市畑寺二丁目16番 3号
"	江 戸 正 一	松山市畑寺三丁目15番13号
"	江 戸 通 敏	松山市畑寺二丁目 8番22号
"	江 戸 幸 男	松山市畑寺三丁目17番25号
監 事	山 本 武	松山市畑寺二丁目18番17号
"	朝 山 和 孝	松山市畑寺四丁目 3番24号

○愛媛県告示第626号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市揚畑田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 5月23日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	江 戸 秀 行	東温市北方1795番地
"	秋 山 靖	東温市北方1692番地
"	加 藤 克 己	東温市松瀬川82番地
"	渡 部 治	東温市松瀬川201番地 1
"	花 山 光 一	東温市北方1729番地 2
監 事	藤 井 昇	東温市北方1814番地 6
"	花 山 力 一	東温市北方1803番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	江 戸 秀 行	東温市北方1795番地
"	秋 山 靖	東温市北方1692番地
"	加 藤 克 己	東温市松瀬川82番地
"	佐 伯 浩	東温市北方1675番地
"	花 山 力 一	東温市北方1803番地
監 事	伊 賀 崇 熙	東温市北方1744番地
"	藤 井 昇	東温市北方1814番地 6

○愛媛県告示第627号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市吉久土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 5月23日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 西 英 夫	東温市吉久540番地
"	相 原 一 昭	東温市吉久31番地 1
"	大 西 英 二	東温市吉久428番地 1
"	相 原 茂 則	東温市吉久131番地
"	相 原 茂 之	東温市吉久2763番地
"	相 原 重 広	東温市吉久220番地 1
監 事	大 野 隼 数	東温市吉久41番地
"	松 末 俊 彦	東温市吉久211番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 末 久 元	東温市吉久44番地
"	大 西 和 重	東温市吉久555番地
"	大 西 仁 志	東温市吉久538番地

"	大 西 隼 猛	東温市吉久135番地 1
"	相 原 正 文	東温市吉久259番地
"	相 原 司	東温市吉久206番地
監 事	大 西 久 則	東温市吉久593番地
"	大 野 隼 数	東温市吉久41番地

○愛媛県告示第628号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、道前道後土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成29年 5月23日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉 井 敏 久	西条市丹原町高松甲1351番地 1

○愛媛県告示第629号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市松瀬川土地改良区から次のとおり役員が氏名を変更した旨の届出があった。

平成29年 5月23日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

役員の種類	氏 名	
	変 更 前	変 更 後
理 事	高須賀 徹 彰	高須賀 徹 彰

○愛媛県告示第630号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市北方土地改良区から次のとおり役員が氏名を変更した旨の届出があった。

平成29年 5月23日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

役員の種類	氏 名	
	変 更 前	変 更 後
理 事	田井能 稚 昭	田井能 雅 昭

○愛媛県告示第631号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市奥松瀬川土地改良区から次のとおり役員が氏名を変更した旨の届出があった。

平成29年 5月23日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

役員の種類	氏 名	
	変 更 前	変 更 後
理 事	佐 伯 守 一	佐 伯 守 市

○愛媛県告示第632号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市斎院樋川土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成29年 5月23日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

役員の種類	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
監 事	梅 木 静 男	松山市生石町167番地 2	松山市生石町167番地 1

○愛媛県告示第633号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市新浜土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成29年 5月23日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

役員の種類	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
監 事	松 本 恵 生	松山市新浜町 9 番 2 号	松山市新浜町1107番地 2

○愛媛県告示第634号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 5月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	佐田岬三崎線	西宇和郡伊方町三崎1700番11地先	旧	メートル 12.60～16.20	キロメートル 0.035	
			新	12.60～25.60	0.035	

○愛媛県告示第635号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 5月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	佐田岬三崎線	西宇和郡伊方町三崎1700番11地先	平成29年 5月23日

○愛媛県告示第636号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成29年 5月23日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成29年 5月16日

3 指定道路の位置

八幡浜市八代91番 1 の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 34.60メートル

(2) 幅員 4.00メートル

公 告

○公 告

狩猟免許試験の施行について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり施行する。

平成29年 5月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の種類

(1) 網猟免許試験

- (2) わな猟免許試験
 (3) 第一種銃猟免許試験
 (4) 第二種銃猟免許試験

2 試験の日時、場所及び実施する試験の種類

- (1) 平成29年 8月1日(火) 午前9時

試験場の名称	試験の場所		実施する試験の種類
	会場	所在地	
東予第1会場	西条市小松農村環境改善センター多目的ホール	西条市小松町大頭甲1045番地1	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
東予第2会場	東予地方局今治庁舎4階大会議室	今治市旭町一丁目4-9	同上
中予第1会場	松前総合文化センター2階ふるさと学習室他	伊予郡松前町大字筒井633番地	同上
南予第1会場	南予地方局7階第1、第2会議室	宇和島市天神町7-1	同上
南予第2会場	南予地方局八幡浜庁舎7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目3-37	同上

- (2) 平成29年 9月3日(日) 午前9時

試験場の名称	試験の場所		実施する試験の種類
	会場	所在地	
東予第3会場	東予地方局西条第2庁舎4階大会議室	西条市丹原町池田1611	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
東予第4会場	東予地方局今治庁舎4階大会議室	今治市旭町一丁目4-9	同上
中予第2会場	中予地方局6階第2会議室	松山市北持田町132	同上
南予第3会場	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7-1	同上
南予第4会場	南予地方局八幡浜庁舎7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目3-37	同上

3 免許申請書の提出期間

- (1) 平成29年 8月1日の試験に係るものについては、7月4日(火)から18日(火)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
 (2) 平成29年 9月3日の試験に係るものについては、7月4日(火)から8月21日(月)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 免許申請書の請求先及び提出先

受験申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部森林林業課若しくは中予地方局産業経済部久万高原森林林業課若しくは東予地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班若しくは今治支局森林林業課若しくは南予地方局産業経済部森林林業課愛南森林林業振興班、八幡浜支局森林林業課若しくは八幡浜支局森林林業課大洲森林林業振興班とする。

5 その他

- (1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 狩猟免許申請手数料(愛媛県収入証紙によること。) 受けようとする免許の種類ごとに法第49条各号に掲げる者には各3,900円、その他の者には各5,200円

カ 受験票の郵送を希望する者には、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒

- (2) 試験場についての注意事項

受験申請者の試験場は、所管地方局長が指定し、通知する。

なお、試験場は、原則として、受験申込者の希望する試験場を指定するが、会場の都合により希望する試験場を指定できない場合がある。

- (3) 書類の提出は、持参又は郵送によること。

教育委員会公告

○公 告

平成30年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について

平成30年度の愛媛県立高等学校及び愛媛県立特別支援学校高等部の入学者の選抜並びに愛媛県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日を次のとおり定めた。

平成29年 5月23日

愛媛県教育委員会

教育長 井 上 正

1 愛媛県立高等学校の入学者の選抜

- (1) 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

全日制課程は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。定時制課程は、国語並びに社会、数学、理科及び英語のうちから入学志願者が選択する2教科の3教科とする。

イ 出題範囲

中学校学習指導要領（平成20年3月文部科学省告示第28号）に示されている各教科の目標及び内容に即し、基本的事項について出題する。

- (2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

区 分	一般入学者選抜	推薦入学者選抜	定時制の課程の第2次募集
学力検査等の期日	平成30年3月8日（木）及び同月9日（金）	平成30年2月8日（木）	平成30年4月3日（火）
合格者の発表の日	平成30年3月19日（月）	平成30年3月19日（月）	平成30年4月4日（水）

- (3) 通信制の課程及び専攻科

(1)及び(2)の規定にかかわらず、愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

2 愛媛県立特別支援学校高等部の入学者の選抜

- (1) 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

各学校が定めるところによる。

イ 出題範囲

(ア) 本科

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第36号）に示されている中学部の各教科の目標及び内容に即し、基本的事項について出題する。

(イ) 専攻科

特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第37号）に示されている各教科の目標並びに各科目の目標及び内容に即し、基本的事項について出題する。

- (2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

学力検査等の期日	平成30年3月6日（火）
合格者の発表の日	平成30年3月20日（火）

3 愛媛県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜

- (1) 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

イ 出題範囲

中学校学習指導要領（平成20年3月文部科学省告示第28号）に示されている各教科の目標及び内容に即し、基本的事項について出題する。

- (2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

愛媛県教育委員会教育長が別に定める。